

転出するとき

市民課 ☎(32)8896

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入の手続きをしてください。転出を取りやめた場合は、「転出証明書」と身分証明書、印鑑をお持ちになり、転出取消の手続きをしてください。手続きには印鑑をお持ちください。

担当課名	該当事項	下野市での手続き
市民課 ☎(32)8896	印鑑登録をしている方	印鑑登録証をお返しください。
	国民健康保険に加入している方	国民健康保険被保険者証をお返しください。また、40歳から74歳までの特定健康診査未受診の方は、特定健康診査受診券もお返しください。
	後期高齢者医療制度に該当している方	後期高齢者医療被保険者証は、転出先で新しい保険者証が発行されましたら転出先市町村にお渡しください。県外へ転出の場合は、負担区分証明書の交付を受けてください。
	介護保険被保険者証の交付を受けている方	介護保険被保険者証をお返しください。
	介護保険の認定を受けている方	介護保険受給資格証明書の交付を受けてください。
社会福祉課 ☎(32)8902	各種医療費受給資格者証(こども・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障がい者)をお持ちの方	医療費受給者証をお返しください。また、下野市に住民票がある間の医療費助成申請をすみやかに行ってください。申請済の医療費が振り込まれるまで口座を解約しないでください。
社会福祉課 ☎(32)8900	特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方	新住所の市町村役場福祉課で手続きをしてください。
	難病患者等福祉手当を受給している方	資格喪失届を提出してください。手当の振込まで口座を解約しないでください。
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	新住所の市町村役場福祉課に手帳または受給者証を持って行き、変更届を出してください。療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方で、県外に転出する方は、新住所で新規交付になりますので写真(縦4cm×横3cm、上半身無帽)と印鑑を持って、手続きをしてください。
高齢福祉課 ☎(32)8904	介護保険の認定を受けている方	介護保険受給資格証明書を持って、転出された日から14日以内に転出先で手続きをしてください。
	介護保険の認定申請中の方	転出する旨をご連絡ください。
こども福祉課 ☎(32)8903	児童手当を受給している方	転出予定月までは下野市から支給されます。手当の振込まで口座を解約しないでください。転出先で、転出予定日の翌日から15日以内に新規申請をしてください。
	児童扶養手当・遺児手当を受給している方	転出する旨をご連絡ください。
	保育園・認定こども園・幼稚園に在園または入園申し込み中の方	退園届を提出し、転出先市町村で再度入園申し込みをしてください。
健康増進課 ☎(32)8905	妊娠中の方、乳幼児のいる方	転出先で、母子健康手帳や妊婦健診受診票を提出してください。妊婦健診受診票の交換や、お子さんの健診や予防接種の案内があります。
環境課 ☎(32)8898	犬を飼っている方	転出先へ、下野市の犬の登録鑑札や狂犬病予防注射済票を提出してください。
	市営墓地をお持ちの方	転出先の住民票(本籍記載)、印鑑、市営墓地使用許可証を持って、環境課窓口で手続きをしてください。
水道課 ☎(32)8911 下水道課 ☎(32)8912	上・下水道を使用している方	転出する旨をご連絡ください。
学校教育課 ☎(32)8918	小・中学校に在学している方	在学している学校で在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受けてください。
税務課 ☎(32)8892	原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車(農耕用等)をお持ちの方	転出先でそのまま使用する場合は、新住所の市町村で標識変更の手続きをしてください。廃車する場合は、市役所税務課で廃車手続きをしてください。
	普通自動車やオートバイ(126cc以上)をお持ちの方	新住所地管轄の運輸支局で住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
	軽自動車(四輪)をお持ちの方	新住所地管轄の軽自動車検査協会で住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
	税金の納付方法について	税務課窓口でご確認ください。